

# 津島市立蛭間小学校 学校いじめ防止基本方針

R 5 年 4 月

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) 学校がいじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめはどの子どもにも起こりうる。そして、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、学校は児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないための未然防止を図るために、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

本校の教育目標『なかよし蛭間小』のもと、正しく・明るく・強い子の育成を図ることを重点努力目標とし、その具現化を図ることがいじめ防止に向けた一番の方策であることを認識する。

#### 『なかよし蛭間小』

- 正しい子 (自ら学び、よく考え、正しく判断できる子)
- 明るい子 (礼儀正しく、互いを認め、思いやりの心を実践できる子)
- 強い子 (自他の命を大切にし、粘り強く、たくましく生きる子)

### (2) 学校がいじめに対する基本姿勢

#### ア いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるようにすること、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出していくようにする。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

#### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

#### ウ いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。多方面から事実を明らかにしたうえで、被害児童生徒を守り通すとともに、

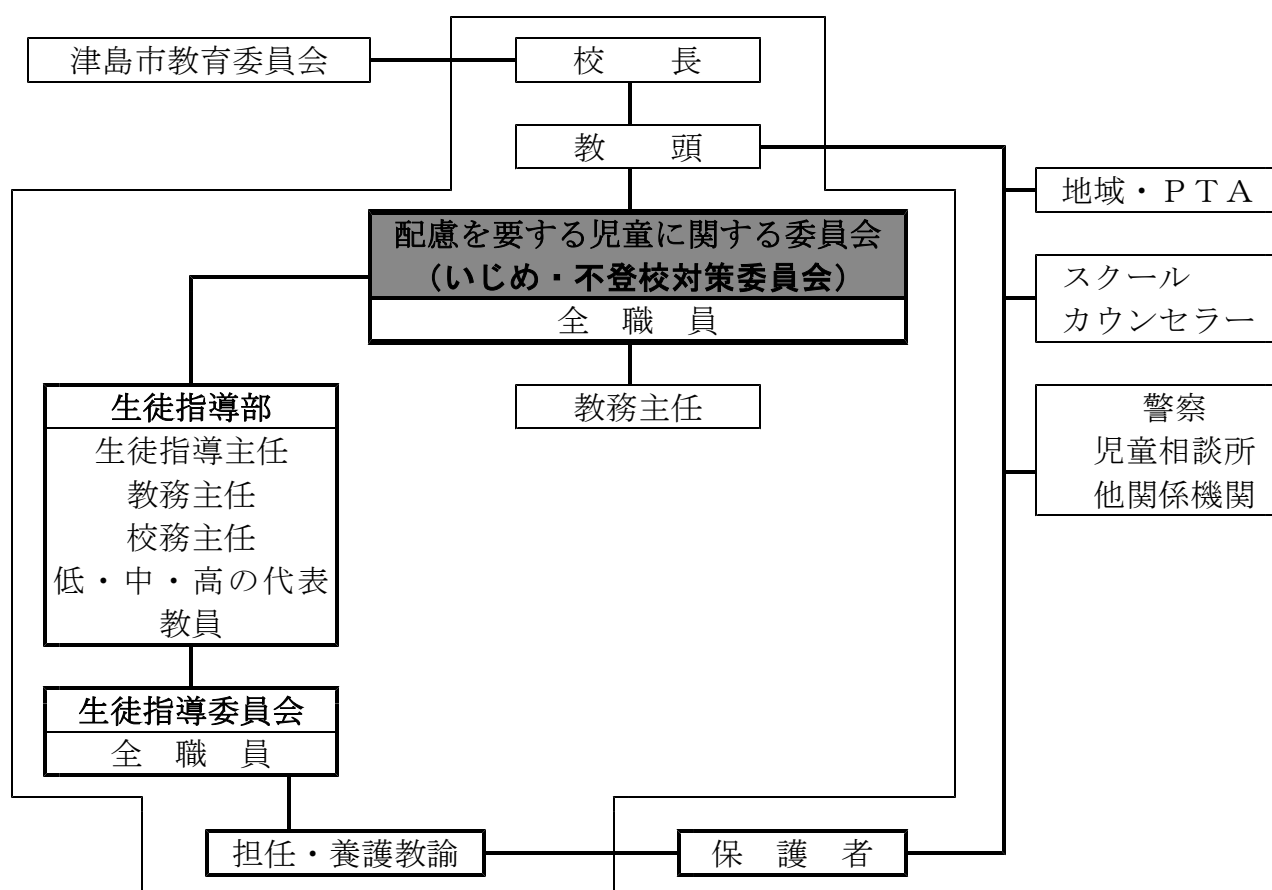
教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) いじめ防止対策組織の構成

「配慮を要する児童に関する委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。全教員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。



### (2) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・ いじめ・生活アンケートや教育相談の結果の分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・ 学校だよりやホームページ、学校評価アンケートのまとめ等を通して、随時いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
  - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 「すべての子に特別でない支援教育を」を合言葉に、インクルーシブ教育（包括的教育）の実現を図る。
- ウ 授業と学習環境の「ユニバーサルデザイン化」を図る。
- エ わかる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- オ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- カ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ク 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめや嘲笑を助長したりする例があることを強く認識する。教師は学級のすべての子の「仲間を受け入れる」モデルとしてある。
- ケ 児童会活動等における異学年交流による仲間づくり活動を通して、人間関係を深め、自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高める。人は自分とは異なる様々な人とともにあってこそ充実した生き方ができることを体得させる。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ・生活アンケートやそれに基づいた教育相談を定期的実施し、（年3回 5月、11、2月）児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合には、すぐに職員室内で声に出して話題にし、関係者で情報の共有を図る。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・担任・関係のある職員・養護教諭」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### **4 重大事態への対応**

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### **6 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は入学説明会のときに保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。